

答

本市にある海岸の管理者は県で、燧灘を有する本市も漂着ごみの対策などに

に対し海岸管理者などと連携し、協力する体制を構築している。令和3年に瀬戸内4県と日本財団が連携して行った調査では、漂流ごみの7割から8割は陸由来であると推定されることから、海洋ごみを削減するには、陸地での不法投棄などを抑制し、河川などから海に流出するごみを減らす必要があると認識している。削減に向けた取組については、ボランティア活動に対しては、ゴミ収集及び処理の支援などを継続して行い、更なる清掃活動の普及啓発に努めるとともに、県が策定した計画に基づき、関係機関と連携し、清掃活動への参加要請や環境学習、3Rなどを実施することが重要であると考えている。

市民への意識啓発については、出前講座などの機会を利用し情報発信するとともに、SDGsを推進する本市のスローガンである「いっしょにやるや ちよつとずつ」の精神にのっとり、海洋ごみの削減に取り組みたい。

三好和彦議員



(議案質疑)

- 1 動物愛護推進事業について
- 2 消防施設管理費について
- 3 西条・神拝分団共同蔵置所整備事業について

地域住民が参加できる

地域猫活動を!

問

飼い主のいない猫の繁殖を抑制するための避妊関係事業について、予算増額となった経緯と事業内容はどのようなものか。

また、動物愛護先進地では、地域住民や愛護団体によるTNR(捕獲・手術・元の場所に戻す)活動が注目されていると聞き及んでいるが、市内でTNR活動をしている団体などはあるのか。更に、小さな命を守り動物

と住みよい地域作りをするための周知方法として、市のホームページや広報に事業内容を記載するだけでなく、先進地の取組を生かしていく必要もあると考えるが、どのような内容と周知方法を想定しているのか。

加えて、市民の理解や協力を得る働きかけをし、地域住民が参加できる地域猫活動を目指すため、今後どのように本事業を展開していくのか。

答

猫の苦情に対しては、市民からの相談を基に、県動物愛護センターをはじめとする複数の団体や地域住民と連携して解決に向けた取組を行っている。しかし、動物愛護管理法の改正により、避妊手術を受けることができない猫が増加したことを受け、より効果的な繁殖抑制施策の必要性があることから、予算計上に至った。本事業は、飼い主のいない猫の繁殖の抑制と良好な生活環境の保持を目的とし、雄猫は5千円、雌猫は1万円を上限として不妊去勢手術費の2分の1を助成するものである。

市内でTNR活動を行っている団体などについては、現在のところ把握していない。事業の周知については、ホームページや広報、動物愛護週間に行っている展示でも取り上げ、広く周知するとともに、先進地の取組を調査・研究し、参考としながら情報発信をしていきたい。

事業の展開については、毎年定期的に県動物愛護センター主催により、動物行政事務担当者会議が開催され、県内市町の担当者や課題の共有や意見交換を行っており、まずはその中で、動物愛護管理法の趣旨にのっとりた施策などを財源も含めて提案していきたい。



動物愛護週間パネル展(本庁ロビー)

自民クラブ

藤田節雄議員



- 1 令和5年度の施政方針について

子育て環境の充実を!

問

全国的に出生数が減少傾向にあり、本市においても、合併以降、人口が1万人以上減少している。

少子化は社会の持続性を揺るがす大きな課題であり、国や県において人口減少対策が強化される中、本市においても、子育て環境の更なる充実に取り組む必要があると考え、今後の子育て施策及び子育て世帯への経済的支援について、どのように考えているのか。